

36) 品目名：木質系防草材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品又は材料が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。</p> <p>なお、建築解体木材を使用している場合は、以下の物質について当該基準に適合していること。</p> <p>カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p>
規格に関する基準	<p>1 材料は生分解性を有するものであること。</p>
循環資源の配合率	<p>木質部の原材料として、木質の循環資源を100%（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

令和3年3月15日制定